

平成27年度 行政評価 施策カルテ

施策名	5 良好な生活環境の確保
-----	--------------

施策主管課	環境保全課	総合計画記載頁	124ページ
-------	-------	---------	--------

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 市民の快適な暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	13 脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する	政策の達成目標 (基本施策目標)	市民、事業者、行政が一体となって脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会をつくっています。
------	--------------------	----------------	----------------------------	---------------------	---

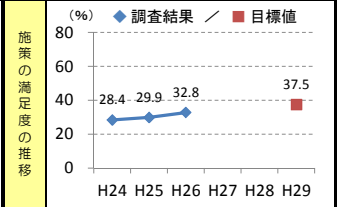
2 施策の取組状況

施策目標	大気や水の汚染、騒音など、公害のない良好な生活環境が確保されています。
------	-------------------------------------

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果	指標2	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価
	指標1	工場・事業所数に対する公害苦情件数の割合(%)	単年度目標値	2.7%	2.5%	2.3%	2.1%	1.9%				1.7%	A	指 標 2	施策の満足度(%)	調査結果	28.4%	29.9%	32.8%	
現状値		2.1%	実績値	2.3%	2.3%															
目標値(H29)		1.7%	単年度の達成度	117.39%	108.70%	100.24%														
③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)										B										
① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29	【参考】 中核市等との水準比較	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29			
	公害苦情件数/工場・事業所数(%)	中核市平均	7.3	7.8	6.9															
		実績値	3.0	2.1	2.3															
	中核市での本市の順位	6位/41市中	5位/41市中	5位/42市中																
中核市平均																				
										中核市での本市の順位										

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり (主要な構成事業の8割以上が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ (主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調: (A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く。)) [90点以上] 概ね順調: (主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満] やや遅れている: (C評価が2つ以上) [65点未満]		

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM2.5)については、全国的な環境基準達成を目指し、国において自治体のデータを基に原因の解明が行われている。 工場跡地などの再開発・売却の際や環境管理等の一環として自主的な土壌汚染調査を行う事業者の増加等に伴い、土壌汚染の判明件数が、全国的に上昇している。 平成26年7月に「宇都宮市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例」が施行された。
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 「宇都宮市生活環境保全推進計画」に基づき、公害の未然防止を図るため、工場・事業場に対する立入検査・指導を徹底するとともに、工業団地に立地する工場・事業場と市とで環境協定を締結し、積極的な環境配慮の取組の促進を図った結果、「工場・事業所数に対する公害苦情件数の割合」は、平成26年度の単年度目標値を達成することができた。

市民満足度	<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場に対する積極的な環境配慮の取組の促進を図った結果、公害苦情件数の割合は中核市の中でも低い水準で推移しており、市民の快適な暮らしに寄与していることなどから、平成26年度市民意識調査における満足度の上昇に繋がったと考えられる。
-------	---

総合評価	83点
概ね順調	

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象、★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(最大5事業選択)

No.	事業名	戦略P・ 主要事業 ※	事業が属する総合計画の 構成事業名	事業内容		事業の 進捗状況	H26 事業費 (千円)	開始年度	日本一 施策 事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	大気汚染物質測定機器維持管理		・大気汚染、水質汚濁、騒音等の監視の強化	市民	・大気汚染常時監視機器の維持管理	計画どおり	8,720	S46		大気に係る環境基準の達成状況を把握するために、効果的・効率的に測定機器の維持管理を行っていく。
2	大気汚染常時監視システム	★	・大気汚染、水質汚濁、騒音等の監視の強化	市民	・大気汚染の状況調査、公表	計画どおり	7,290	S46		大気に係る環境基準の達成状況を把握するとともに、大気汚染常時監視結果について逐次公表していく。平成27年度は「宇都宮市大気汚染常時監視システム」のリース期間が満了することから、コスト削減、セキュリティ強化等が図れる新たなシステムを構築し、運用を開始する。
3	大気汚染調査の実施		・大気汚染、水質汚濁、騒音等の監視の強化	市民	・有害大気汚染物質の汚染状況調査、公表 ・アスベストによる大気汚染の状況調査、公表	計画どおり	5,173	H09		有害大気汚染物質に係る環境基準の達成状況の把握や、環境省が定めた「アスベストモニタリングマニュアル」に基づき、大気中のアスベスト濃度を把握するため、継続的に監視していく。
4	大気汚染物質測定機器購入		・大気汚染、水質汚濁、騒音等の監視の強化	市民	・整備計画に基づく測定機器を購入・更新	計画どおり	2,457	S46		大気に係る環境基準の達成状況を正確に測定するために、機器の老朽化等を踏まえた機器整備計画に基づき、効果的・効率的な整備を図っていく。
5	河川・地下水調査		・大気汚染、水質汚濁、騒音等の監視の強化	市民	・河川や地下水の水質汚濁の状況調査、公表	計画どおり	6,774	S46		より効果的・効率的な河川の水質調査を実施するため、昨年度に実施した河川の状況調査等を踏まえ、国の事務処理基準に則した調査地点等の見直しを行い、「平成28年栃木県公共水域及び地下水の水質測定計画」に反映させる。 なお、市が独自に行っている調査についても、継続的に調査を実施する。
6	騒音振動調査	★	・大気汚染、水質汚濁、騒音等の監視の強化	市民	・騒音・振動の発生状況調査、公表	計画どおり	8,701	S57		騒音に係る環境基準等の達成状況を把握するために、航空機騒音、自動車騒音及び東北新幹線騒音・振動について継続的に監視していく。
7	空き地の適正管理指導		・大気汚染、水質汚濁、騒音等の監視の強化	市民	・空き地の所有者や管理者等へ適正管理を指導	計画どおり	85	H26		「宇都宮市空き家等の適正管理及び利活用に関する条例」に基づき、土地の所有者や管理者等への適正管理を指導するとともに、意識啓発を行う。 空き地の利活用について、効果的な対応方策を検討する。
8	ダイオキシン類等調査		化学物質や放射線量など各種環境調査の充実	市民	・ダイオキシン類等の環境調査、公表	計画どおり	4,482	H11		ダイオキシン類に係る環境基準の達成状況を把握するために、環境調査を実施するとともに、ダイオキシン類排出施設への排出基準の遵守について監視していく。
		★	・事業者指導の強化	事業者	・法令で定める届出書類の審査、立入検査の実施 ・環境に悪影響のある物質への対策					
9	工事・事業場の監視・指導	★	・事業者指導の強化	事業者	・法令に係る届出書類の審査 ・工場・事業場への立入検査の実施、環境情報システムによる情報の管理	計画どおり	—	S46		大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づき、規制基準及び構造等基準の遵守について、工場・事業場に対し監視していく。
10	環境協定の推進	★	・事業者指導の強化	事業者	・市と事業者による公害の未然防止、環境保全活動に関する協定の締結	計画どおり	—	H19	先駆的	「生活環境保全推進計画」に基づく取組として、事業者の自主的・積極的な取組を推進するために、自主測定支援や協定に係る取組内容の市民への周知に努め、企業イメージなどの向上を図りながら、締結の維持・拡大を目指していく。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
課題	<p>◆大気汚染監視等の各種事業のうち、光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM2.5)については、全国的にも多くの地点で環境基準が達成されておらず、広域的に取り組む課題であることから、本市では環境基本法に基づく環境基準の達成状況を継続的に監視し結果を公表するとともに、県と連携して迅速に市民へ注意を喚起するなど、引き続き健康被害の未然防止を図る必要がある。</p> <p>◆環境協定の推進については、市と協定を締結することによって、騒音・振動の測定など、事業者にとって環境保全に係る費用負担が伴うことから、締結の維持・拡大のための支援が必要である。</p> <p>◆空き地の雑草繁茂等、近隣住民の生活環境を損なうおそれがある場合に土地の所有者等に対し適正管理を指導しているが、その後の履行状況を確認し、必要に応じ再指導や勧告を行う必要がある。</p>
	<p>〈施策全般〉</p> <p>◆良好な生活環境を確保するため、「宇都宮市生活環境保全推進計画」に基づき、環境法令に係わる大気、河川、地下水及び騒音等を常時監視し、環境基準の達成状況を把握していくとともに、工場・事業場等に対しては、環境法令に係わる届出を適正に審査し、立入検査により規制基準の遵守を指導することで、発生源対策を進めていく。</p> <p>〈主要事業〉</p>
	<p>〈その他個別事業〉</p> <p>◆環境協定の推進については、環境保全に係る事業者の自主的・積極的な取組を、引き続き支援していくとともに、周知していく。</p> <p>◆空き地の適正管理指導については、指導後に通知が返戻されるなど、所有者の所在が不明な場合の対応について検討していく。</p>